

## 2 今後5年間に実施する施策と主な取組

### 基本目標1 ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

#### 施策1 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

##### 【現状と課題】

子供たちには、複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにする事や、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと等が求められています。

そのためには、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養の3つを柱とした資質・能力の育成が必要です。

今後の社会においては、「人生100年時代」到来への対応や、超スマート社会(Society5.0)の実現が特に重要なテーマになります。特に、人生100年時代と言われる長寿化にあっては、学校教育を終了した後の時間がより長くなることから、学校教育の段階で、生涯にわたる学習者の育成、つまり、必要に応じて自発的・自主的に学習することができる資質・能力を子供たちに身に付けさせることが重要です。そのためには「楽しく」「豊かな」学習環境を保障し、子供たちの学習意欲を引き出すことが求められます。このことは、子供たちの学力向上を図るうえでも非常に重要です。

また、変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、各教科等の学びと将来の職業との関係に意義を見いだして、日々学んでいることを将来社会で役立てられるよう、主体的に学ぶ姿勢を身に付けさせることが求められます。

さらに、子供たちに、全ての学習活動の基盤として、言語能力や情報活用能力を育成する必要があります。そのためには、社会全体で積極的に読書活動を推進していくとともに、学校の生活や学習においても、日常的にICTの活用を推進することが求められます。

あわせて、グローバル化の一層の進展が予想される中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語で自信を持って自らの意見を述べ、他者と交流・共生していくために必要な力を育成することが求められます。

加えて、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものです。子供たちに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することが求められます。

## 【取組の基本方向】

- ・ 「ちばっ子『学力向上』総合プラン」を策定し、子供たちの学習意欲を高め、学力向上を図る取組を、子供の学びの支援などの視点から重点的に進めます。
- ・ 「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や家庭、地域等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な体制を整備します。
- ・ 子供たちが世界への視野を広げ、外国語で自らの考えを発信し、コミュニケーションを図ろうとする態度を育てる取組を進めます。
- ・ 各教科等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動を充実します。
- ・ 子供たちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を、学校の全ての教育活動を通じて推進します。
- ・ 幼児教育に携わる職員の専門性の向上を図るとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に資する取組を進めます。

## 【主な取組】

### (1) 子供の学習意欲を高め学力向上を図る取組の推進

教員の実践的指導力を高め、効果的な学習指導を進めることができるよう、教員研修に必要な体制やツール等の基盤整備を進め、その内容や手法を充実していくことにより、授業力の向上を図るとともに、子供自身が、自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立て、その達成に向けて努力するための効果的な学習教材の提供を行います。

また、理数教育への興味関心や知的探究心を高める取組を推進します。

さらに、授業や放課後の教育活動を支援するため、退職教員や保護者、大学生など多様な地域人材との協働を進めます。

- 県内小・中学校に対する学習ガイドの作成・活用
- 研修体系に基づく教職員研修の充実（関連 施策 6 (2)）
- 先進的教育活動による学ぶ意欲の向上
- よりよい学習活動を支える学校・学級づくりに向けた取組の充実（関連 施策 5 (2)）
- 児童生徒の体験学習等の推進（関連 施策 2 (3)）
- 「主体的・対話的で深い学び」を実現する単元開発・授業改善に向けた取組の推進
- 千葉のフィールドミュージアム等を活用した体験活動（関連 施策 10 (3)）
- 県立博物館を活用した体験活動（関連 施策 10 (3)）

## (2) 全ての子供が、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」の推進

読書県「ちば」の推進のため、幼稚園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校における読書活動を積極的に行い、幼児児童生徒にとって読書が生活の一部になるような機会の提供に努めるとともに、そのために重要な人的・物的環境整備を、公立図書館等と連携しながら進めます。

また、家庭や地域における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保健センター等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援を行います。

さらに、県立図書館において、県民に身近な市町村立図書館のサービスや学校図書館ネットワークを様々な形で支援するとともに、図書館未設置市町村に対して、図書館設置の意義について理解を求めるなど、県内全体の読書活動の充実に努めます。

あわせて、読書をめぐる環境の変化に対応するため、子供と本をつなぐ新たなきっかけづくりとして、ICTを活用した調べ学習や読書、インターネットを利用した読書情報の有効活用、電子図書館の利用等を推進します。

こうした取組により、社会全体において子供の読書への関心を高めるとともに、読書に親しむ習慣を付け、子供たちの読解力や創造力、思考力、表現力等の育成を推進します。

- 子どもの読書活動の理解の促進
- 家庭読書の推進
- 家庭や地域における読書の啓発（関連 施策 2（1）、施策 8（1））
- 読み聞かせボランティア等の人材育成
- 朝読書や音読、N I E、調べ学習等の推進
- 読書活動や読書意欲を高める取組の充実
- 司書教諭の適正配置の促進と研修の実施
- 学校図書館の蔵書の充実
- 図書館等との連携による学校図書館の活性化
- 千葉県資料や県民の役に立つ資料・情報の蓄積・提供（関連 施策 9（1）、施策 10（3））
- 障害者等への支援の充実
- 県立図書館の機能の充実（関連 施策 9（1）、施策 10（3））

## (3) 子供のコミュニケーション能力を伸ばす外国語教育の充実

子供たちが世界への視野を広げ、外国語を使ってのコミュニケーションを楽しみ、自己の考えなどを主体的に発信する力を身に付けることを目的に、「千葉県外国語教育推進計画」のもと、小・中・高で一貫した外国語教育を推進します。

外国語担当教員の指導力及び英語力向上を図る研修や、外国語指導助手（A L T）等の人材配置の充実に努めるなど、授業の質を向上させることで、児童生徒の英語力や学ぶ意欲の向上を図ります。

また、外部検定資格等における実績に基づいた教員採用選考の実施や、小学校教員の英語免許の取得促進等、専門性の高い教員の人材確保及び配置に努めます。

- 小・中・高等学校を通じた実践的な外国語教育の充実
- 小・中・高等学校における先進的な取組の推進
- 高い語学力のある教員の確保

#### (4) 学びの質を高め、情報活用能力を育むICT利活用の推進

児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るため、各教科等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実に努めます。また、各教科等で身に付けた知識・技能を活用し、ICT等を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む指導方法についての実践研究を進めます。

また、障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、ICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施します。

さらに、ICTの特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育が実施できるよう、学校における教育用コンピュータの整備・更新を進めます。

- ICTを活用した教育の推進(関連 施策4(1))
- ICT活用など授業革新に向けた実践研究

#### (5) 学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育の推進

特別活動を要としつつ、全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界等との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進します。子供に目標をもたせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てます。

また、障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や一般就労の拡大を図ります。

- 学校におけるキャリア教育の更なる推進
- 校種を超えた連携による授業実践の促進
- 学校と地域・社会、産業界等が連携・協働したキャリア教育支援体制の構築
- 地域で必要とされる人材育成のための職業教育の推進
- 職業系専門学科の理解促進
- 発達の段階に応じた職場見学・職場体験・インターンシップ等の推進
- 夏休み等を利用して、最先端の科学・技術などに触れる体験活動の推進
- 親の働く姿に触れる体験活動の推進(関連 施策8(1))
- 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築
- 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築

## (6) 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、子供の成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

県では、必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

また、一人一人の子供の健やかな成長を目指して施策を展開していくとともに、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援していきます。

さらに、幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けることなどにより、円滑な接続を図ります。

- 接続期のカリキュラム千葉県モデルプランの活用（関連 施策 5 (3)）
- 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進
- 計画的な職員研修の実施
- 研究協議等を通じた幼児教育の充実
- 幼稚園における子育て相談・支援活動の推進
- 幼児教育における遊びを通しての総合的な指導の充実
- 人材の養成と就業の促進
- 認定こども園の普及
- 幼児教育から小学校教育への円滑な移行

## 施策2 道徳性を高める心の教育の推進

### 【現状と課題】

現在、日本の子供たちは、将来の夢や目標を持つという割合が横ばいであることや、自己肯定感・自己有用感が諸外国と比べて低いと言われていています。家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、子供たちに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いています。

子供の健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規範意識、自己肯定感・自己有用感等を育成するための教育を推進することが求められます。

千葉県では、これまでも「道徳教育推進のための基本的な方針」の策定及び「道徳教育の手引き」の作成をはじめ、道徳教育映像・読み物教材の作成、全ての県立高等学校における「道徳」を学ぶ時間の導入など、全国に先駆けて道徳教育の充実を進めてきましたが、小・中学校の学習指導要領の改訂に伴う、特別の教科である道徳の導入などを踏まえ、道徳教育の一層の推進に取り組んでいく必要があります。

また、いじめは、子供たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子供の生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは「絶対に許されない」、「卑怯な行為である」、「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、いじめの未然防止や、早期対応のための取組を、道徳教育と一体的に進めることが求められます。

さらに、千葉は首都圏にありながら、非常に自然が豊かで、山もあり、川もあり、そして海もあります。そうした千葉の持つ魅力を活用しながら、子供たちに思いやりのある豊かな人間性を育み、主体的に考え、判断し、行動する力や向上心を身に付けさせるとともに、五感を通して学ぶことができる体験活動を推進することが求められます。

加えて、2020年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。大会の成功に向けて機運を盛り上げるとともに、それを一過性のものに終わらせることなく、次代を担う子供たちにレガシーとして波及させながら、多様な人々の人権が尊重される社会づくりに取り組むことが求められます。

### 【取組の基本方向】

- ・ 子供たちが自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての在り方や生き方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を養う道徳教育を推進します。
- ・ いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。
- ・ 子供たちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の充実を図るとともに、多様な文化への理解やボランティア精神の涵養等を図る取組、自他を尊重する人権意識の啓発を推進します。

## 【主な取組】

### (1) 豊かな情操や道徳心を育む教育の推進

学校の全ての教育活動において、道徳科・「道徳」を学ぶ時間を要として、改訂した「道徳教育の手引き」を活用した子供の発達段階に応じた体系的・系統的な道徳教育を推進するとともに、家庭や地域住民と連携した取組の充実を図ります。

また、社会の一員として、必要な力を育むために、法律や通貨の仕組みなどの社会のルールに関する学習活動、時代や社会に応じた実践的な能力を身に付ける消費者教育、少子高齢化社会における社会保障と財政の問題について考えさせる租税教育等の課題解決型学習の充実を図ります。

さらに、情報モラル教育については、子供の発達段階に応じた指導を充実します。

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進
- 県立高等学校における「道徳」を学ぶ時間の深化・充実
- 大学との連携等による教員の指導力向上
- 地域ぐるみで道徳性を高める活動の推進（関連 施策 1 (2)、施策 8 (1)）
- マナーやルールを学ぶ機会の充実（関連 施策 2 (3)、施策 9 (2)）
- 社会人として必要な資質・態度を育成する教育の推進
- 主権者教育の推進
- 消費者教育の充実
- 犯罪被害者等の視点に立った命を大切にする心の教育の推進
- 学校における情報モラル教育の推進
- 家庭に向けた情報モラルに関する取組の促進

### (2) 安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進

いじめの早期発見、早期対応のため、組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組や、子供たちの自己肯定感や自己有用感を育み、将来の社会的自立に向けた取組を推進します。

また、様々な課題を抱えた子供や保護者を支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実や、研修等を通じた資質の向上を図るとともに、SNSを活用した教育相談事業を実施し、問題の深刻化の未然防止に努めます。

さらに、インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子供たちを守るため、ネットパトロール等の取組を行うほか、インターネットの適正利用に関する講演や啓発を行います。

- 児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的に考えることができる取組の推進
- 一人一人の子どもへの直接的な働きかけを通じた、いじめの防止に向けた取組の推進
- 相談及び情報収集体制の充実
- 学校と家庭・地域が連携した取組の推進
- いじめ等、教職員の生徒指導力の向上（関連 施策 6 (2)）
- スクールカウンセラー等の人材の確保（関連 施策 6 (3)、施策 8 (2)）
- いじめ防止啓発強化月間等の取組の推進
- ネットパトロール等の実施

### (3) ちばのポテンシャルを活用して心を豊かにする教育の推進

子供たちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の中で子供たちの他人を思いやる優しさ、お互いの人格を尊重し個性を認め合う心を養います。

また、体験型の学習プログラム等を整備することで子供たちの環境意識の向上を図るほか、環境学習の指導者としての力を備えた人材を育成します。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツ及び大会の意義、価値等に対する理解・関心の向上、ボランティア精神の涵養や、多様な文化への理解等を図る取組を推進するとともに、障害者に対する理解の促進を図ります。

これらの取組を通して、人権を尊重し、不合理な差別を許さない、心を豊かにする教育を推進します。

- 児童生徒の体験学習等の推進（関連 施策1(1)）
- 人権を尊重し、あらゆる不合理な差別を許さない教育の推進
- 高齢者に対する敬愛の心を育てる教育の推進
- 青少年教育施設における体験活動の推進
- 親子ふれあいキャンプの推進
- 環境学習の推進
- 生涯学習センターにおけるボランティア活動の推進（関連 施策9(2)）
- 日本赤十字社や社会福祉協議会等の団体と連携した社会の課題に取り組むボランティア活動等の推進（関連 施策2(1)、施策9(2)）
- オリンピック・パラリンピック教育の推進



## 施策3 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

### 【現状と課題】

千葉県の子供たちの体力・運動能力については、令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学生、中学生の男女ともに全国平均を上回るなど、全国的には高い水準にあるものの、多くの種目で平成30年度の調査結果より低下しています。特に、近年では子供たちがスマートフォンやゲーム機等で映像を視聴する時間が長くなる傾向があり、このことが子供たちの運動する時間や睡眠時間、学習時間の減少につながっているとの指摘もあります。どのように子供たちの体力向上を図るかが今後の課題です。

子供のソーシャルスキルの育成には身体活動とスポーツが有効であるなど、健康や体力は「生きる力」の基本であり、子供たちに「健やかな体」を育むことが大切です。

このため、運動をしない子供をゼロにするとともに、生涯を通してスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められます。

また、子供たちに健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身に付けさせるための保健教育や、薬物乱用の有害性や違法性を正しく教える取組の充実が求められます。

さらに、本県の子供たちの朝食欠食については、学年が上がるにつれて、欠食率が高くなる傾向にあります。子供たちが生涯にわたり心も体も健康な生活を送ることができるよう、保護者とも連携を取りながら生活習慣の見直しを図っていくことが求められます。

### 【取組の基本方向】

- ・ 学校生活における体育的活動の充実とともに、家庭、地域とも連携を図り、基本的な生活習慣の見直しや改善を図ります。
- ・ 児童生徒が、健康の保持増進について自ら考え、主体的に判断し、望ましい行動に結びつけるための指導の推進など、学校保健の充実を図ります。
- ・ 栄養教諭を中核に学校・家庭・地域が連携し、「ちばの恵み」を取り入れた食育を推進します。

### 【主な取組】

#### (1) 体力向上を主体的に目指す子供の育成

子供たちが自ら考え実践し、仲間と楽しく協力しながら目標に向かって運動できるよう「学校体育指導資料集」を活用するなどして、「楽しさ」を感じられる授業改善に取り組みます。

また、教員に対し、指導技術講習会や安全講習会等を開催することにより、指導者の資質向上を図ります。

- 幼児期における運動習慣の基盤づくり
- 学校体育活動の充実
- 主体的に体力の向上に取り組む児童生徒の育成
- 運動部活動の充実

## (2) 子供の健康を守る学校保健の充実

生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実します。

また、多様化・深刻化する子供の心身の健康課題に組織的に対応することができるよう、教員への研修の機会等の充実や、学校・家庭・地域の専門機関等が連携した取組を推進します。

- 生活全体を自律的に管理する力の育成（関連 施策3(3)、施策8(1)）
- がんに関する教育など健康教育の充実
- 薬物乱用防止教育の推進
- 感染症、アレルギー疾患への理解促進

## (3) 食を通じた健康づくりの推進

学校における安全・安心な学校給食の提供や、食育の指導体制と指導内容の充実、学校給食を通じた食育の充実などにより、生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成を推進します。

また、家庭との連携により、朝食の大切さなど児童生徒の食に関する理解を深め、望ましい食習慣の形成が図られるように努めます。

- 学校における指導体制と指導内容の充実
- 生活全体を自律的に管理する力の育成（関連 施策3(2)、施策8(1)）
- 学校給食を活用した食育の充実
- 体験活動を取り入れた効果的な食育の推進
- 地域の優れた食文化や食習慣の継承と地域における食育の推進（関連 施策10(3)）
- 家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組の推進

## 施策4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

### 【現状と課題】

平成29年3月に告示された小・中学校学習指導要領では、特別支援学級や通級による指導における個別の教育支援計画や指導計画の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫など、特別支援教育に関する記載が充実されています。特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる全員参加型の社会である「共生社会」を目指すためには、全ての学校で特別支援教育を推進し、同じ場で共に学ぶことを追求していくことが必要です。

その際、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備し、連続性のある「多様な学びの場」を用意したインクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。

本県では、平成29年10月に「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じた適切な支援を行ってきました。

今後も引き続き、これまでに実施している取組も含め、外部人材をはじめとする地域の教育資源の活用、障害特性に応じた様々な指導の改善を図るとともに、障害のある子供に対する相談・支援体制の充実を図ることが求められます。

### 【取組の基本方向】

- ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の環境整備と、一人一人の子供がその力を発揮できる取組の充実を図ります。
- ・ 障害のある子供への一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めるとともに、家庭・福祉との連携を推進します。

## 【主な取組】

### (1) 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

また、特別支援アドバイザーの派遣や特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校の地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

- 地域で共に学び育つ教育の推進
- 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進
- 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実
- 高等学校における特別支援教育の充実
- ICTを活用した教育の推進（関連 施策1（4））
- 特別支援学校が有する多様な機能の活用（関連 施策5（2））
- 様々な困難をかかえる子どもへの支援の充実

### (2) 早期からの教育相談と支援体制の充実

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ります。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や、千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

また、県立学校校長会議及び管理課長会議等を通じて、障害者差別解消法等の内容や理念、職員の対応について、周知を図っていきます。

- 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実（関連 施策8（2））
- 適切な就学の相談支援の充実